

商工だより

平成23年1月号

新年明けましておめでとうございます。今年も役立つ情報・ホットな話題をお届けします。
宜しくお願いいたします。

会報委員会一同

スタンプまつり開催

新春恒例の第16回スタンプまつりが、1月4日、田園ホールで開催されました。

当日は、スタンプ交換市、三角クジ抽選会、子供ゲーム大会、ダーツゲーム、ビンゴゲーム、餅つき大会、新春ステージなど多彩なイベントがあり、多くの町民が訪れました。

スタンプまつりフォトスナップ



会場風景



女性部売店



盛り上がったビンゴゲーム



ビンゴでDSをゲット!

役員新年顔合わせ会を開催

1月7日、商工会役員の新年顔合わせ会が、「味の香味屋」で開催されました。当日は、勝井町長、北町議会議長をはじめとした来賓の皆様と、商工会役員、事務局総勢30名が出席。

新しい年を迎え、有意義に懇談をしていただきました。

親子たこあげ大会が開催されました！

1月9日(日) 青年部主催の親子たこあげ大会が行われました。

当日は、快晴弱風という絶好のコンディションの中、多くの子供たちが参加してくれました。

会場では、ハンバーグやソーセージ、ホットコーヒー、牛乳が無料で振舞われました。



青空高く・・・



大人気のスノーモービル



雪山宝探し



お宝はどこだ？

各種お知らせコーナー

決算事務代行委託事業所の皆さんへ

平成22年度の確定申告の時期が迫ってきました。商工会へ決算事務代行を委託されている事業者の皆さんや、今後事務委託を希望される事業者の方、棚卸や帳簿の整理等決算の準備はお済みですか？

事務局では、計画を立てて決算事務を進めていきます。お早めに関係書類を整理して提出くださるようお願いいたします。遅くとも2月中を目途に事務局までお願いいたします。

第2回町民ワイン会が開催されます

十勝ワインを楽しむ町民パーティー「第2回町民ワイン会」が下記の要領で開催されます。
商工会では、チケットの取り扱いを行っております。参加してみませんか・・・

★★第2回町民ワイン会開催要領★★

- ◆開催日時：2月18日(金) 18時45分～20時30分(受付18時30分)
- ◆会場：池田町社会福祉センター2階大ホール
- ◆参加費：2,000円(事前購入。商工会中)
- ◆内容：①世界中のワインとチーズの中から特別に用意された商品が試飲・試食出来ます。
②厳選された十勝ワイン・ブランデー数種類がフリードリンク。
③ハム、チーズ、パンの盛り合わせ一皿付き。
④アトラクションもあります。

※チケットの購入はお早めに！

厚生労働省から厚生労働省からのお知らせです(全文掲載)

～厚生労働省からのお知らせです～

定年後どうなっていますか？ 期限が3月末に迫っています！

高年齢者の継続雇用制度の対象者の基準を労使協定を締結せずに、就業規則で定められる期間は平成23年3月31日で終了します。

継続雇用の対象者基準を就業規則のみで定めている事業所は、平成23年3月31日までに、

- ①「定年の定め廃止」、「定年の引上げ」又は「希望者全員を対象とした継続雇用制度の導入」
- ② 継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準について労使協定を締結

のいずれかの措置を実施することが必要です！！

一歩先を見据えて

- ☆ 雇用確保措置の義務化年齢は、現在は64歳ですが、
平成25年4月からは65歳に上げられます！
- ★ ベテラン従業員の経験を活用し、従業員の生活も充実する、
希望者全員が65歳まで働ける制度をご検討下さい！



詳細については厚生労働省北海道労働局職業対策課（011-709-2311 内線3683）
またはお近くの公共職業安定所（ハローワーク）までお問い合わせ下さい。

新規学卒者等の雇用について

最近の道内雇用情勢は、引き続き厳しい状況が続いており、とりわけ、新規学学校卒業者の就職状況は極めて厳しい状況となっています。

十勝管内においても、昨年10月末の求人倍率が0.77倍にとどまっており、今後も十分な雇用の場が確保されないことが予想されることなどから、十勝管内関係5団体(帯広公共職業安定所・十勝総合振興局・十勝教育局・帯広市・十勝町村会)より、雇用推進に関する要請がきています。

新規高等学校卒業予定者の求人枠の確保と拡大についてご理解とご協力をお願いいたします。

障害者雇用の促進について

北海道及び北海道労働局より標記の件について要請依頼がありました。
障害者雇用企業に対しては、各種助成制度が用意されています。
詳しくは「ハローワーク」にお問い合わせください。

心当たりありませんか？(再掲)

商工だより11月号でもお知らせしましたが、商工会館職員通用口前に、写真の自転車が放置されています。ワインまつりと前後する時期と思われます。心当たりがある方はお問い合わせください。持ち主が現れない場合は、警察に届け出をいたします。



ライター等の販売規制の開始について

子供のライター使用を使用した火遊びによる火災事故を防止するための「消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令」及び関係省令等が平成22年12月27日に施行されました。

これにより、ライター等の販売規制が開始され、経過措置終了後の平成23年9月27日以降は基準を満たしたライター以外は販売出来なくなります。

経済産業省からの案内リーフレットを添付します。

取り扱いをしている会員の皆様はご注意ください。

ライター等を販売される皆様へ

ライター等の販売規制の開始について

平成22年12月27日に消費生活用製品安全法関係の改正法令が施行され、いわゆる**使い捨てライター**や**多目的ライター**の販売規制が開始されました。経過措置終了後の、**平成23年9月27日以降**にライター等を販売するにあたっては、以下の内容を確認するようにお願いいたします。

1. 規制の概要

ライターや**多目的ライター（点火棒）**のうち、

- ・燃料の容器と構造上**一体**となっているものであって
- ・当該容器の全部又は一部に**プラスチック**を用いたもの

については、本体にPSCマークが付されているものに限って販売が認められます。



違反した製品を販売した場合、**罰則**等の対象となります。

☆**PSCマーク**は、ライター等の特定製品を製造又は輸入する事業者が、技術基準に適合する等の義務を履行した場合に付される表示です。

技術基準では、構造、強度、爆発性、可燃性等製品の安全性を求めるとともに、子どもが興味を持ちやすい玩具（ノベルティー）型でないことを規定しています。

2. 販売の際の注意事項

(1) 今回の規制により、**平成23年9月27日以降**、これまで流通していたPSCマークのないライターは**販売禁止**となります。

(2) 上記のマークを付された適正な製品を販売される場合においても、**子どもに使わせない**ように注意喚起をして下さい。



適正な製品には、事業者名称や以下の内容の**注意事項**等も表示されています。

- ① 子供の手の届くところに置かないこと
- ② 50度以上の高温又は長時間の日光には、絶対にさらさないこと
- ③ 使用後、火炎が消えていることを確認すること

《コラム》

戌年にやってきた家の犬。ありがちではあるが、我が家のアイドルである。どんな時でも仕草や表情を見ていると、ほのぼのとした気分にさせてくれる。運動不足の解消にも一役かってくれている。ただ私の出番は少なくあまり効果はない。

しかし、この子のおかげでそれまで知りえなかった人々と挨拶をかわし、時には歩みをとめて話すこともある。犬を通して人とのつながりが広がることもあるのだと知らされる。

犬は人よりも早いスピードで老いを迎えるが、一日でも長く傍にいて欲しいものだ。

(Y・O)

今月号はお知らせの記事が多いため、誌面のレイアウトを変更しています。ご了承ください。

十勝池田税務署より確定申告のお知らせです(全文掲載)

平成 23 年 1 月 国 税 広 報 参 考 資 料

さあ！ネットで申告 e-Tax

所得税の確定申告は、e-Tax をご利用ください

～e-Tax をご利用いただくメリット～

○ 国税庁ホームページから電子申告

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータは、e-Tax（電子申告）を利用して提出することができます（確定申告書等作成コーナーは「確定申告特集ページ」からご覧ください。）。

○ 最高 5,000 円の税額控除

平成 22 年分の所得税の確定申告を本人の電子署名及び電子証明書を付して、申告期限内に e-Tax で行くと、所得税額から最高 5,000 円の控除を受けることができます（平成 19 年分から 22 年分の間でいずれか 1 回。）。

○ 添付書類の提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出又は提示を省略することができます（確定申告期限から 3 年間、書類の提出又は提示を求められることがあります。）。

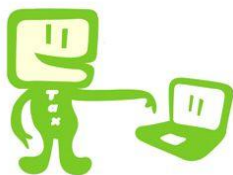
○ 還付金がスピーディー

e-Tax で申告された還付申告は、早期処理しています（3 週間程度に短縮。）。

○ 24 時間いつでも利用可能

所得税の確定申告期間中は、24 時間 e-Tax の利用が可能です。

～「e-Tax」をご利用いただく前に～



e-Tax の利用に際しては、電子証明書の取得（手数料が必要です）、IC カードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。

電子証明書を既に取得されている方は、電子証明書の有効期限切れにご注意ください。

「公的個人認証サービス」の電子証明書の有効期限は 3 年となっており、有効期限切れの場合は、新たに取得する必要があります。

もっと詳しい情報は

e-Tax ホームページでは、利用開始の手続、ご利用時間、パソコンの環境、e-Tax ソフトの操作方法、よくある質問（Q&A）など、e-Tax に関する最新の情報についてお知らせしています。

e-Tax ご利用前には是非ご覧ください。

e-Tax に関する情報は e-Tax ホームページへ www.e-tax.nta.go.jp

e-Tax の操作に関するお問い合わせは e-Tax・作成コーナーヘルプデスクへ TEL 0570-015901

※ 月曜日から金曜日（祝日等及び 12 月 29 日～1 月 3 日を除く）の午前 9 時から午後 5 時までにご利用いただけます（ご利用時間については、今後変更する場合もありますので、事前に e-Tax ホームページでご確認ください。）。

税に関する情報は国税庁ホームページへ www.nta.go.jp

平成23年1月 国税広報参考資料

給与所得者の確定申告

給与所得がある大部分の方は、年末調整により所得税が精算されるため、確定申告は不要です。ただし、給与所得者でも確定申告をしなければならない場合や、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

平成22年分の所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、平成23年2月16日(水)から同年3月15日(火)までです。還付申告の方は、平成23年2月15日(火)以前でも申告書を提出することができます。

確定申告が必要な方

次の計算において残額があり、さらに①から⑥のいずれかに該当する方は、所得税の確定申告が必要です。

計算式

各種所得の合計額(譲渡所得や山林所得を含む)から、所得控除を差し引いて、「課税される所得金額」を求めます。

「課税される所得金額」に税率を乗じて、「所得税額」を求めます。

「所得税額」から、配当控除額と年末調整の際に控除を受けた(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を差し引きします。

- ① 給与の収入金額が2,000万円を超える
- ② 給与を1か所から受けていて、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える
- ③ 給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計額が20万円を超える
※ 給与所得の収入金額の合計額から、所得控除の合計額(雑損控除、医療費控除、寄附金控除及び基礎控除を除く)を差し引いた残りの金額が150万円以下で、さらに各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円以下の方は、申告は不要です。
- ④ 同族会社の役員やその親族の方などで、その同族会社からの給与のほかに、貸付金の利子、店舗・工場などの賃貸料、機械・器具の使用料などの支払を受けた
- ⑤ 給与について、災害減免法により源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた
- ⑥ 在日の外国公館に勤務する方や家事使用人の方などで、給与の支払を受ける際に所得税を源泉徴収されないこととなっている

確定申告による所得税の納期限は平成23年3月15日(火)です。納期限までに現金に納付書を添えて金融機関(日本銀行歳入代理店)又は住所地等の所轄の税務署の納税窓口で納付してください。納付書は税務署又は所轄の税務署管内の金融機関に用意してあります。

なお、金融機関に納付書がない場合には、所轄の税務署にご連絡ください。

その他、期限内申告に係る所得税については、指定した金融機関の口座から自動的に納税額が引き落とされる振替納税が利用できます。大変便利です。是非ご利用ください。

(注) 1 申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知等による納税のお知らせはありません。

2 納付が法定納期限(平成23年3月15日(火))に遅れた場合又は残高不足等により口座振替ができなかった場合には、法定納期限の翌日から納付日までの延滞税を併せて納付する必要があります。

確定申告をすれば所得税が戻る方

給与所得者で確定申告の必要がない方でも、次のいずれかに当てはまり、源泉徴収された税金が納め過ぎになっている場合には、還付を受けるための申告（還付申告）により税金が還付されます。

- ① 災害や盗難、横領により住宅や家財などの資産に受けた損害などについて雑損控除を受ける場合
- ② 病気やけがなどで支払った多額の医療費について医療費控除を受ける場合
- ③ 家屋を住宅借入金等で新築や購入、増改築等をして、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除を受ける場合など

※ 給与所得者で確定申告の必要がない方が還付申告をする場合は、その他の各種の所得（退職所得を除く）も申告が必要です。

※ それぞれの控除の適用を受けるための要件や必要な添付書類等を事前にご確認ください。

※ 所得税の確定申告書は、平成22年分以降に使用するものから、提出用・控用の2枚で1組となります。また、添付書類は、申告書の裏面にはらず、添付書類台紙などにはって申告書と一緒に提出します。

※ 還付金の受取りは、預貯金口座への振込みを是非ご利用ください。

所得税の確定申告とは…

所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得の金額とそれに対する所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などの過不足を精算する手続です。

※ 日本国内に住所を持っている、又は現在まで引き続いて1年以上居所がある方は、所得が生じた場所が国の内外を問わず、そのすべての所得について所得税を納める義務があります。



便利な

申告書の作成は

「確定申告書等作成コーナー」で!!

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。

「e-Tax」を利用して申告すると・・・

平成22年分の所得税の確定申告を本人の電子署名及び電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高5,000円の控除ができます（平成19年分から平成21年分のいずれかの年分の確定申告でこの控除を受けた方は受けられません。）。

医療費の領収書や源泉徴収票等は、**その記載内容（病院などの名称・支払金額等）を入力して送信**することにより、これらの書類の提出又は提示を省略することができます（確定申告期限から3年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。）。

e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています（3週間程度に短縮。）。

商工会月刊ダイアリー

2月

- 3日 道補助金事前指導
- 14日 東部4町むらおこし事業広報部会
- 18日 第2回町民ワイン会
- 25日 十勝管内商工会正副会長会議

- 於 幕別町
- 於 商工会館
- 於 福祉センター
- 於 第一ホテル